

令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務  
公募型プロポーザル方式募集要領

令和7年4月  
山形県警察警務部警務課

令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務  
公募型プロポーザル方式募集要領

この要領は「令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務」において、非効率な処理業務を自動化することで、業務効率の大幅な向上と、職員の超過勤務時間の削減、人件費の削減に繋げるための企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

山形県警察においては、業務の見直しが十分になされていない分野が、なお残存しており、かつ、デジタル技術を効果的かつ安定的に導入する手法等に関する知見も十分に得られていないことが課題となっていた。

よって、事業目的を達成できるよう、本業務を委託するに当たり、事業者からのプロポーザルにより最も適格な事業者を選定するものである。

なお、詳細は別紙「令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）の「2 委託業務の目的」を参照のこと。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限額

13,026千円（消費税及び地方消費税込み）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

3 公募に関する事項

(1) 公募の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入義務のない者を除く。）。

エ 1年以上引き続き業として当該業務を営んでいること。

オ 公募の開始から企画提案書等を提出するまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でも、参加可能とする。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

(イ) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

(ロ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

(ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

(ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## (2) 失格事項

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

カ その他、山形県警察本部警務部警務課が設置する企画審査会において不適切と認められたとき。

## 4 企画提案に関する質問事項

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(別記様式第6号)に必要事項を記入の上、「13 担当窓口・提出先」宛てに電子メールにより提出すること。

(2) 質問受付期間

本企画提案の募集開始日から、令和7年6月3日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、企画提案参加の申込があった全事業者に、電子メールにより行う。ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問者のみに回答するものとする。

5 企画提案参加申込及び参加資格の確認

(1) 提出書類及び提出部数

提案は、1事業者につき1提案とする。なお、提案に係る経費は提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。

- |   |   |    |
|---|---|----|
| ア | 参加申込書(別記様式第1号)(押印不要)                      | 1部 |
| イ | 誓約書(別記様式第2号)※1                            | 1部 |
| ウ | 企画提案書(別記様式第3号)                            | 5部 |
| エ | 経費見積書(別記様式第4号)                            | 5部 |
| オ | 山形県警察RPAシステム導入委託業務に係る事業者概要書(別記様式第5号)※1、※2 | 1部 |

※1 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※2 添付書類は以下の6種類とし、複写したものでも差し支えない。

- ① 会社概要がわかるパンフレット等
- ② 法人の履歴事項全部証明書(提出日において発行の日から3箇月以内のもの)、定款又は寄付行為、直近の決算書又はこれに類する書類
- ③ 役員名簿(役職名、氏名(フリガナ)、生年月日、住所)
- ④ 「類似業務の実績」がある場合は、記載内容を証明できる書類の写し

(2) 企画提案書作成に当たっての条件等

ア 企画提案書(プレゼンテーションの流れ)は任意様式とする。

本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。

追加提案については、事業費(委託上限額)の範囲内で実施するものであること。

イ 企画提案書は、任意様式でA4判縦、両面、横書きとする。

ただし、図表等については、必要に応じてA4判横でも可とする。

表紙、目次を除き、15ページ程度とすること。

ウ 企画提案書には、表紙を付け、事業者名、担当者の氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。

エ 添付書類は、必要最小限とし、企画提出書との関連を分かりやすく表示すること。

(3) 提出方法

提出書類に必要事項を記入の上、郵送又は持参すること(提出期限必着)

(4) 書類提出期限

令和7年6月12日(木)正午まで

(ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く。)

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

6 問合せ

(1) 企画提案書の作成等に係る質問は、質問書(別記様式第6)により行うものとする。電話や口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県警察 RPAシステム導入委託業務への問合せ」として、「13 担当窓口・提出先」宛てに送信すること。

(3) 質問書の受付は令和7年6月3日(火)午後5時までとする。

(4) 質問への回答は、当該質問をした提案者のみに回答する。

7 参加資格確認結果

参加資格の確認の結果について、令和7年6月10日(火)までに、企画提案書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

8 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 山形県警察本部警務部警務課が設置する企画審査会において、別紙「RPAシステム導入事業委託業務公募型プロポーザル方式企画提案審査要領」に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。審査の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また必要に応じて次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト

ト構成員として業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、プレゼンテーションに参加できる人数は5名以内(オンサイトでの業務支援に従事する予定の者を必ず含むこと。)とし、業務従事者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めるものとする。

- (3) 企画審査会の日時等及び審査の結果については別途、各参加者に対し電子メールにより通知する。
- (4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。提案者がいない場合には、一旦企画提案募集を中止し、業務の内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

#### 9 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
- (3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、山形県警察が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (8) 企画提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに電子メールにより報告すること。
- (9) この公募及び契約については、山形県警察の都合により変更・中止する場合がある。

#### 10 契約締結

- (1) 審査結果に基づき、委託契約者となる候補者(以下「受託候補者」という。)と山形県警察との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に山形県警察と詳細を協議する。  
この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、企画審査会において次点の

評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「13 担当窓口・提出先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結により山形県警察と合意に達した受託者は、契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10に相当する金額以上の額)を納めるものとする。ただし、山形県財務規則第135条各号に該当する場合は、これを免除する。
- (8) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ山形県警察と協議の上、山形県警察の承認を得た上で変更することができるものとする。
- (9) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を本県警に移転する。

#### 11 その他留意事項

- (1) 企画提案者は、本企画提案により直接又は間接に知り得た情報について参加申込書(別記様式第1号)に記載の事項を遵守すること。
- (2) 本企画提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (3) 業務実施体制に記載した予定担当者は変更できない。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、山形県警察の同意を得て業務従事者を変更することができるものとする。
- (4) 本募集要領に記載のない事項については、本県警の指示によるものとする。

#### 12 スケジュール(予定)

内容	日程	提出書類
企画提案募集開始	5月23日(金)	
質問受付期限	6月3日(火)	質問書(別記様式第6号)
参加申込書等提出期限	6月6日(金)	参加申込書(別記様式第1号) 1部
企画提案書等提出期限	6月12日(木)	ア 誓約書(別記様式第2号) 1部 イ 企画提案書(別記様式第3号) 5部 ウ 経費見積書(別記様式第4号) 5部 エ 事業者概要書(別記様式第5) 1部
企画審査会(プレゼンテーション)実施日	6月16日(月)(実施日時等について別途通知)	
企画提案審査結果通知	6月17日(火)	
見積合わせ	6月27日(金)	

契約予定日

6月27日(金)

13 担当窓口・提出先

所在地 〒990-8577

山形県山形市松波二丁目8番1号(山形県警察本部2階)

名称 山形県警察本部警務部警務課デジタル化推進係

電話 023-626-0110

メール ypkeimu(あっと)pref.yamagata.jp

※(あっと)は@に置き換える。

以 上

別紙

令和7年度山形県警察RPAシステム導入委託業務  
公募型プロポーザル方式による企画提案審査要領

1 審査基準及び審査方法

- (1) 審査は、提案者の提出資料及びプレゼンテーションにより行う。
- (2) 審査項目は、別紙「企画提案審査基準」（以下「審査基準」という。）のとおりとする。
- (3) 採点は、審査基準に掲げる評価項目ごとに「2 配点及び採点基準」に定める採点基準に従い評価し、項目の重要度に応じた係数を乗じて、採点を行う。
- (4) 採点の結果、審査委員全員の評価点の合計点数が高い順に、最優秀提案者及び次点を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は審査委員の合議により決することとする。
- (5) 採点の結果、最優秀者に係る審査委員の評価点数の合計が、評価項目の最高得点の合計の5割に満たない提案は決定を見送る場合がある。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 配点及び採点基準

100点を満点として、項目ごとの配点及び係数は審査基準のとおりとし、採点は下記を目安とする。

非常に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
5	4	3	2	1

## 企画提案審査基準

評価項目	審査の視点	評価(A)	調整(B)	配点
<b>1 基本事項</b>				30
(1) 会社概要	十分なバックアップ体制をとることが可能か。	5	2	10
(2) 業務受託実績	事業者としての受託実績は十分か。	5	2	10
(3) 業務実施体制	業務従事者は十分な業務実績を有しているか。 不測の事態に備えた代替要員は確保されているか。	5	2	10
<b>2 仕様書</b>				60
(1) プロジェクト管理	全体のスケジュールや実施手順が具体的に示されているか。	5	2	10
(2) RPAソフトの選定	導入するRPAソフトの導入実績は十分か。 導入するRPAソフトは容易に操作できるか。	5	3	15
(3) 業務効率化の提案	優れた改善提案を行うための、業務分析及び業務フローの見直しの手法が明確に示されているか。	5	2	10
(4) RPAの導入	シナリオ作成、マニュアル作成、操作説明の手法が明確に示されているか。	5	2	10
(5) 検証・評価	導入結果をどのように検証・評価するか明確に示されているか。 本格導入に向けて他業務、他所属への展開方法が提案されているか。	5	3	15
<b>3 その他</b>				10
独自提案	上記以外に本業務に資する有効な提案を行っているか。	5	2	10
<b>合計点数</b>				100